

申請者	学科名	保健福祉学科	職名	教授	氏名	田内 雅規 印
調査研究課題	福祉のまちづくりアドバイザー人材の育成とまちづくり実施方策に関する研究					
交付決定額	400,000円					
調査研究組織	氏名	所属・職		専門分野	役割分担	
	代表	田内雅規	保健福祉学部・教授	保健福祉学、福祉工学	研究企画・総括	
	分担者	森下 眞行 中村孝文 朴 貞淑	デザイン学部・教授 保健福祉学部・准教授 デザイン学部・助教	プロダクトデザイン、ユニバーサルデザイン 人間工学 建築計画	研究企画・福祉のまちづくりの分析・評価 同上 同上	
調査研究実績の概要	<p>【目的】本研究は福祉のまちづくり活動が2000年代に入ってから低調になりつつある傾向が認められ、それを憂慮して企画されたものであり、時代に即した新しい福祉のまちづくりの方向性を打ち出すための方法論や概念形成を行おうとするものである。1980年代は、障がいの新しい捉え方に対する世界的な動きが国連を中心に展開され、その結果障害者の活動や社会参加に必要な様々な環境条件が整えられた。日本においても1980年代後半から、その影響が表れて多くの自治体で‘まちづくり条例’が作られるなどした経緯がある。しかし2000年代に入って、福祉のまちづくり運動は定着したと言える側面はあるものの、それは物理的なバリアを解消する所謂‘環境まちづくり’が主体であり、新の目的である人としての‘権利’を全うするために必要な諸条件が整いつつあるとは言い難い状況である。これは他の先進国との大きな違いであり、現在、何故そのような隘路に入りこんでいるのか、またそこから脱出するために必要な要素は何かを探索することが課題になる。そのためには、1990年代に燃え盛った‘福祉のまちづくり運動’がどのようなものであったかを分析し、その限界と有していた可能性を明らかにすることが必要と考えられる。本研究は、そのような過去の経緯の分析から現状に至った要因を明らかにし、地に足のついた新たなまちづくり運動展開の可能性について検討したものである。</p>					

地域貢献への
反映を踏まえ
て記述のことも

<p>調査研究実績の概要</p> <p>（地域貢献への反映を踏まえて記述のこと）</p>	<p>【分析と手段】 <u>福祉のまちづくり条例の制定とその内容</u> 国連障害者年（1980）、国連障害者の十年（1983～92）を経て、米国ではADA（American's with Disabilities Act）が1990年に、またそれに続いてオーストラリア・ニュージーランド及び英国ではDDA（Disability Discrimination ACT）がそれぞれ1992年、1995年に制定された。国連障害者の十年を受けて制定されたこれらの法律は非常に包括的であり、例えばADAでは①雇用、②公的機関におけるプログラムやサービス及び物理的なアクセシビリティ、③公共機関、施設等におけるサービスやアクセス、④電子通信手段の利用、⑤障害者の権利の保障とその妨害の禁止、等の保障が含まれる。これらは障がい者の生活全般に亘る権利を保障する法律であり、罰則規定も設けられている。一方、日本においても1990年初頭から2000年までに、ほぼ全ての都道府県で地方自治体の法律である条例のレベルで‘福祉のまちづくり条例’が制定された。しかしながら、それらを分析すると、その主体は環境整備であり、厚生省（当時）をはじめ、‘こころのバリアフリー’や‘情報のバリアフリー’を謳っているものの概念的なものに過ぎず、移動の保障、教育の保証、就労の保障等に全く踏み込んでいないのが実状である。確かに環境バリアフリー化は活動や参加の保障の前提として重要なものであるが、その一方、ある意味行政は、障がい者そのものに踏み込むのではなく、手をつけやすい環境バリアフリーに福祉のまちづくりの多くを委ね、その結果‘福祉のまちづくり’自体が矮小化するに至ったのではないかと推測される。その様な流れは、2006年に国連で採択された国際人権条約である「障害者権利条約」が2013年までに143ヶ国が批准した後日本が漸く批准する等にも表れていると言えるだろう。この様に、日本の福祉のまちづくりは、行政がバリアフリーとそれに続くユニバーサルデザインを障害者行政の普及・啓発の柱にすることによって、真の障害者の権利に向かわず、環境や設備、用具に向かう迂回路を作って主要な課題を避けてきたという可能性が考察される。</p> <p><u>福祉のまちづくり推進研究会</u> 上で考察したように、日本の福祉のまちづくりが環境整備に矮小化され、また主題から迂回する様な道を辿ってきたと云う考察に基づき、福祉のまちづくりの主役たる障がい者が団結して事に当たるためにどの様な体制と指針で臨むべきかについて検討した。この研究には、大学の福祉領域を専門とする教員、障がい介助者、障がい者（各種身体障害者）が参加した。その結果、今後繋がる‘福祉のまちづくり’推進のためには以下の様な要素を盛り込んだ研究会を創成して各人の基盤作りを行い、各地方自治体に意見を具申する、自治体アドバイザー等として参与する等の活動を行うのが望ましいとの結果を得た。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①□バリアフリー、ユニバーサルデザインの正しい知識とその意義 ②□障がい者の権利を考えるために、諸外国の状況とその背景にある法律を知る ③□21世紀に入ってから幾つかの重要なステップ（ICF、障害者権利条約）を学ぶ ④□福祉のまちづくり条例を整備マニュアル以外に発展させる方法について検討する ⑤□PDCAサイクルの適用によって、真の保障を確立する <p>【結論】 本研究で得られた成果を元に、新しい福祉のまちづくりを推進するための重要な手掛かりが得られた。</p>
<p>成果資料目録</p>	<p>発表用資料を準備中</p>